

戦国大名武田氏における暴力の規制について（4）

畠 山 亮

はじめに

第1章 「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

- (1) 制定時期と特徴
- (2) 制定の背景

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

- (1) 第17条の条文構造
- (2) 実効性
- (3) 領主層の意識

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

- (1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐる
- (2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐる
- (3) 評 価

第4節 小 括 （以上、第45巻第4号）

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第1節 暴力規制の状況

- (1) 家督相続前後
- (2) 甲府移転前後
- (3) 甲斐統一から追放まで

第2節 論点の提示

- (1) 禁制（制札）
- (2) 権力の在り方

第3節 小 括 （以上、第47巻第4号）

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第1節 「甲州法度之次第」以前の暴力規制の状況

- (1) 「甲州法度之次第」（26箇条本）制定まで
- (2) 「甲州法度之次第」（55箇条本）制定まで

- (3) 暴力規制と刑事訴訟 (以上、第48巻第4号)
- 第2節 「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況
 - 第1項 川中島の戦いをめぐって
 - (1) 第三回合戦まで
 - (2) 第四回合戦をめぐって (以上、本号)
- 第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期
おわりに

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第2節 「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況

第1項 川中島の戦いをめぐって

(1) 第三回合戦まで

— 周知の通り、武田氏は天文22（1552）年・同24＝弘治元（1554）年・同3（1556）年・永禄4（1561）年・同7（1564）年の五回に亘り、信濃国川中島を中心とする地域を舞台に長尾（上杉）氏と対戦する²⁷。ここでは、世に名高い川中島の戦いをめぐって暴力規制がどのように展開したか、見て行くことにしよう。

第一回合戦をめぐる状況については前節で軽く触れたが、いまだし詳述しておこう。天文22年4月に葛尾城を追われた村上義清が高梨政頼らと頼ったのが政頼の義弟に当たる越後の長尾景虎であった。彼らとの最初の衝突では劣勢であった武田軍であるが、7月に再出兵し8月には小県地方攻略に成功する。これに対し同月末に出兵した長尾軍は9月1日に八幡で武田軍を破り、概ね長尾軍有利な状況で20日に撤退し、晴信も翌月に甲府に帰還する。

かような第一回合戦の後、晴信は翌23年7月から、佐久と下伊那・木曾制圧へと向かい、これに成功する。また、かねてより進められていた所謂「甲駿相三国同盟」が年内に成立したことも受けて、翌天文24＝弘治元年（龍法'17）49-4, 610（1440）

になると信濃制覇を目指して、残る北信地方・川中島方面に侵攻する。この頃に出されたのが、次の制札である。

[史料32] 武田家制札

(竜朱印)

○制 (札脱カ)

於之慶岡寺、当手之軍勢不可濫妨狼籍、同往還之族不可執陣、右至于背此旨輩者、可処嚴科者也、仍如件、

天文廿四年三月十二日²⁸

信濃国岡田（現在の松本市）の慶弘寺に出されたもので、場所と言い内容と言い、明確に〈戦時型〉の制札と言える。この後、長尾宗心（景虎改め）は、善光寺別当栗田寛安（永寿）・寛久（鶴寿）が武田氏に服属したのを受けて、4月23日に出兵し、善光寺（横山城）に布陣する。これに対し武田軍は、旭山城の栗田氏を助ける形で出兵し、しばらく対峙した後、7月19日に両軍は対戦に及ぶ。この後再び膠着状態に陥り、閏10月15日、援軍を送っていた今川義元の仲介により和睦が成立し、両軍は撤兵する。以上が第二回合戦であり、[史料32]の制札がこれに連なるものであることが分かる。

二 翌11月、甲府の東光寺に次の禁制が出されている。

[史料33] 原昌胤禁制写

禁制

一、甲乙人寄宿之事、

一、乱防狼藉之事、

一、殺生之事、

右之条々、於違犯輩者、速可令嚴科者也、

弘治元卯年十一月 日 原隼人佐 在印

知門禪師²⁹

この時の和睦条件は、旭山城の破却と村上義清ら北信濃国衆の旧領復帰であったが、実際には武田氏は調略活動などを続けており、その通りにはならなかった。とはいえ撤兵は実現した状況下で甲府で出されたものであり、〈平時型〉の禁制と言える。

かくして弘治2年を迎えると、晴信は善光寺背後の葛山城の落合氏の調略を進め、北信濃国衆への働きかけも活発となり、8月には真田幸綱らにより尼飾城を陥落させる。また6月には長尾宗心の隠居騒動が勃発し（この後、景虎に戻る）、その混乱の中で重臣・大熊朝秀の内通に成功する。かような最中、甲府では八日市場に夜廻番帳が出される。

[史料34] 武田家朱印状

八日市場

次第不同

(竜朱印)

夜廻之番帳

一番 向山四郎兵衛

式部丞

源三郎

(二番～十二番 略)

十三番 次郎右衛門尉

等藏主

藤四郎

又次郎

以上

法度之意趣者、

一、当番之日限、於于其宿有盜賊者、不撰貴賤貧富、鳥目百疋可出之事、

一、同其宿中之失火者、於于自火者追放家主、為賊之業焼失者、可准右過怠之事、

一、夜廻番赦免家者、雖有火賊之難、番衆仁不可懸其科之事、

一、番帳之内人就闕所、為私書直之条罪科不輕、則可加成敗之事、

一、非自分之屋敷而、抱他之家地者、縱雖無家可勤番、況於作家者、不及是非之事、

弘治貳年^{丙辰}拾月十日³⁰

これは、市場の夜間の警備を交代で行うために、住人を一番から十三番までに2～4人ずつ編成したものである³¹。

これから読み取るべきは、まず、北信を睨みながらも、本拠甲府の治安維持・強化を図っていることについてである。これに関しては、前節で触れた、小山田氏の地元において小林尾張守と上吉田衆20人、小林和泉守と下吉田衆百余人とが対立し、地下の者たちが小山田弥三郎信有に訴え出るが裁許に至らず、武田氏に訴え出て勝訴を勝ち取る、という事例³²が弘治2年のことであり、広く〈地元を固める〉という視点において相通ずる政策と捉えたい。また特に〔史料34〕の主旨は、市場という自治的な組織を指揮下に収めることを意味し、地下との連携・組み込みという点で、前節〔史料29〕のところで見た、郷村の持つ自力に基づく秩序維持機能と武田氏の治安維持・警察機能システムとの関係を踏まえて論ずべき重要政策と考える。

三 かように本拠・甲斐を固め、態勢を調べて、弘治3（1556）年、晴信は改めて北信に臨む。2月15日、葛山城を奇襲し、落合氏を滅亡させると、長尾景虎出兵に応じて3月14日に自らも出陣し、第三回合戦が開始する。4月に長尾軍が葛山城を攻撃し、旭山城を再興させて以来、概ね長尾軍が誘い、武田軍が攪乱するような形で展開し、そして8月下旬、遂に上野原にて両軍が激突³³、やがて9月に景虎が帰国し、第三回合戦は終了す

る。この結果、武田氏は善光寺周辺から南側まで勢力を伸張させることに成功する。

この直後の10月に以下の高札が出されている。

[史料35] 武田家高札

(竜朱印)



高札

軍勢甲乙人等、於千国谷中、停止乱防狼籍訖、若到背此旨族者、可処罪科者也、仍如件、

(弘治三年)
十月九日³⁴

この千国谷は、安曇郡の姫川沿いを越後糸魚川方面に抜ける糸魚川（千国）街道上の地域を示す³⁵。これに先立つ7月に同郡北方の要衝・小谷城（平倉城）を陥落させており、このことから繋がるのは明白である。「軍勢甲乙人等」の文言から〈戦時型〉の高札と言え、安定した状況とまでは確言できないが、長尾軍の背後を脅かすことを意味する同地域³⁶に軍勢を進め、定着させ、少なくとも一定の支配力を示すところまでは行ったという重要な事実を確認できる。

(2) 第四回合戦をめぐる

— 一般に川中島の戦いと言えば第四回合戦とされる。この最も著名な第四回合戦が行われるに至る永禄4（1561）年までの暴力規制について見てみると、〈平時型〉の禁制が4通出されている。そのうちの一つを掲げる。

[史料36] 武田家禁制

禁制 清光寺

一、甲乙人等狼藉之事、

一、伐採山林之事、

一、殺生之事、

右条々、堅令制止訖、若有違犯之輩者、速可処厳科者也、仍如件、

永禄二年五月二日  (竜朱印)³⁷

他に、永禄元年12月15日付 久遠寺禁制³⁸、同2年5月2日付 武田信玄禁制写³⁹、同3年9月10日付 武田信玄禁制⁴⁰の3通も、同様に甲斐国の寺社に向けて出された〈平時型〉の禁制である。

この間、長尾景虎は、永禄2年4月に上洛し將軍義輝らと交流し、翌3年3月には初めて越中に入り神保長職を攻め、また8月末には関東に出兵し、上野から翌4年2月には北条氏の本拠・小田原城を包囲、そして閏3月16日には上杉憲政の名跡を継ぎ関東管領上杉政虎となった。

このような景虎＝政虎の活発な動きに対し、晴信＝信玄（永禄2年2月以降）の活動は、永禄2年5月の信越国境、同3年9月の佐久への出兵や同4年3月の北条氏に請われての関東出兵などがありながらも、上記暴力規制の在り方からは寧ろ対照的な印象を受ける。それはすなわち、第三回合戦前と同様の広く〈地元を固める〉という視点からの政策という見方による。前節で触れた、宮林の松の木をめぐる下吉田衆と小林一兵衛の争いで、一度は小林の訴を取り上げなかった小山田信有に武田氏が働きかけて両者を仲裁させた件⁴¹も弘治3年10月のことであり、改めてこの文脈で捉え直すことができよう。

二 ここで、付言することが二点ある。

第一に、先に上げた4点の禁制のうち、永禄元年のものについてである。

〔史料37〕 武田晴信禁制写

禁制 身延山久遠寺

一、殺生禁断之事、

付、於寺内弓射放鉄炮事、

一、任代々判、諸役免許之事、

一、押買狼藉之事、

一、寺家中町中諸公事、任寺法之上者、為衆徒中、向後不可有非分之沙汰之事、

一、大坊并僧坊下人之外、或ハ号他之被官、途借俗家之權威族、町中不可許容之事、

一、当国中身延山末寺之事、如先々可為聖人御計事、

一、身延山寺中并町中之事、如先々永代可為不入事、

右之条々任先判、仍如件、

永禄元年十二月十五日 武田信玄（花押影）⁴²

これは、他の三点と異なり、穴山氏の本拠・河内の身延山久遠寺に出されたものである。穴山氏は、前節で取り上げた小山田氏と同様、甲斐国の有力国衆で、既に述べた通り、武田氏・小山田氏と並んで三者とも同質の「戦国領主」とする説もあり⁴³、武田氏との関係性という点で重要な存在である。そのことも踏まえてこの禁制が出されたことを評価する時、これを以て穴山氏の支配領域に対する武田氏の「介入」とする見方もあり得るが、久遠寺という場所の宗教的な特性に伴う措置とする見方の方が妥当であり、領域全般に一般化するべきではないと考える⁴⁴。他方で、後述する武田氏の宗教政策を踏まえると、武田氏の優位性という点について否定するものではなく、久遠寺という大寺院に直接禁制を出したことそれ自体について積極的に評価すべきと考える。

第二に、治安維持という観点についてである。

[史料38] 武田家朱印状

(竜朱印)

○定 小野

於彼郷中、重科之人并犯国法之輩、經三日至于隱置者、注文之人可為同罪、惣而為甲州惡子細承届、高島へ令注進者、可加褒美者也、仍如件、

永禄三^{庚申}

三月十一日

新三

与五衛門

辰野源右衛門

内蔵助

玄蕃允

雅楽助

平右衛門⁴⁵

ここには「重科之人并犯国法之輩」⁴⁶とあるが、「刃傷」「殺害」という暴力行使を含めて「盗賊」「火賊」「強盗」「夜討」という犯罪の行為を対象行為として具体的に挙げた〔史料29〕と同様に、暴力行使を含めて治安維持の観点から郷村と連携して規制を行う意図を改めて見て取ることができる。そしてここでは更に、高島に注進すれば褒美を与えるとあり、より踏み込んで積極的に郷村の自力を武田氏の側が利用しようという姿勢と評価することができる。

三 このように暫くの間、北信・越後を見据えながらも、地盤を固め、盤石にする方を優先し、第三回合戦から4年を経た永禄4年を迎え、5月7日、信玄は、北信濃に出陣する。これに合わせて、〈戦時型〉の禁制が出される。

〔史料39〕 武田晴信制札

禁制 長興寺

一、於寺中并門前、乱妨狼藉之事、
一、寺家之土貢、抑留之事、
一、於山林猥剪竹木之事、
右有違犯之輩者、可処嚴科者也、仍如件、

永禄四年五月九日 (武田信玄)
(花押)⁴⁷

この後6月に政虎は厩橋を発ち、一旦越後へ帰国し、早くも8月中旬には川中島に出陣、第四回合戦が始まる。妻女山に布陣した政虎に対して信玄も出陣、同月下旬に海津城に入り、9月10日に八幡原で両軍が激突する。創作や伝承の類は措いておくとしても、信玄弟・信繁が戦死するなど激戦であったことは確かで、両軍とも甚大な被害を出したこの第四回合戦は、13日に上杉軍が越後に撤退し、終了する。この結果、川中島地域もまた武田氏の勢力下に置かれることとなった。この後、永禄7年に第五回合戦が行われるが、実質的な戦果はほとんどなく、川中島に対する武田・上杉両氏の影響力に大きな変化は無いまま両者の直接対決は終る。

四 さて、ここで注目するのは、この期間の最初、すなわち弘治3年の第三回合戦の終了に際して、近江国朽木で景虎上洛を望む將軍義輝に対し、晴信が和睦条件として信濃守護職補任を要求し、実現していることである。関連文書⁴⁸のうち、義輝近臣・大館晴光に対する御礼に添えた書状を掲げておく。

[史料40] 今井昌良書状

今度義信被准三管領之旨并晴信信州守護職之事、被申上候処、無相違被仰調、両条 御判被成下候、忝被存候、仍貴殿江為御礼、鵝目式千疋被進上之間、兼約被申候、知行之儀、追而相調可令進献候間、弥殿中之儀、御馳走奉頼之趣、自拙者可申入之由候、巨細之段可有瑞林寺演説候、恐惶謹言、

(弘治四年カ)

正月十六日 昌良(花押)

大館殿

御報人々御中⁴⁹

こうして実現した晴信の信濃守護職補任について、川中島合戦ひいては信濃侵攻に対する正当性付与という点でその意義を積極的に認める見方は

風に多くなされている⁵⁰。しかし、第四回合戦までの暴力規制について見て来た限りでは、信濃守護職補任による明確な変化は見られない。そもそもこの時点で信濃国守護には実質的な意味は既に無く、特に北信地域は、小笠原氏時代からその影響下に無かった地域であり、幕府としては、武田氏が信濃の大半を掌握しているという現状を追認したに過ぎない、とされる⁵¹。つまり、信濃守護職補任は川中島の戦いに対する少なくとも積極的な正当化根拠とはならなかったはずである。その意義について、いま少し丁寧に考える必要があるだろう。

ここで、最後の第五回合戦に目を移してみよう。第四回合戦の後の西上野侵攻が一段落した永禄7（1564）年7月29日に上杉輝虎（政虎改め）が川中島に出陣し、長い膠着の後、10月1日に撤兵することで終る第五回合戦であるが、その契機は6月に越中で上杉氏に相対しようとした江間時盛の救援のため武田軍が飛驒へ出兵したことにある⁵²。

これに際して出されたのが次の高札である。

〔史料41〕 武田家高札

（竜朱印）

○高札

甲・信両国之軍勢、於飛州不可乱妨狼藉、若背此制止者、可行嚴科者也、仍如件、

永禄七年^{甲子}

六月十五日⁵³

この〈戦時型〉の高札の注目すべき点は、乱妨狼藉を禁ずる対象を「甲・信両国之軍勢」⁵⁴としたこと、初めて飛驒国に出されたものであること、この二点である。実は暴力規制に表れたこれらの特徴にこそ、信濃守護職補任の意義を見出すべきであると考ええる。すなわち端的に言えば、信濃守護職は、信濃の平定を確定事項とし、それを前提として寧ろ信濃の統治を

越えた次なる動きに繋げる、という機能を果たしていると言える。このことは、この時期の幕府の権威の実質的な意味合いを考える上でも重要である。

ここで注意すべきは、そのスタートは信濃守護職補任ではなく、実力で善光寺周辺までを制したところにあるということである。つまりごく簡単に言えば、信濃の多くを抑えたから守護に任命された、そして任命されたから次なる政策を打ち出すことができた、という論理展開であり、表現を変えれば、実力が官職・身分に繋がり、それがまた実力の行使へと繋がる、ということになる。このことを更に紐解けば、その矢印が一方通行ではなく、相互に支え合いながら、しかも結果として支配の中身を高めて行っている、ということが重要なポイントである。

五 ところで、幕府との結び付きに関しては、長尾景虎（上杉政虎）の方が早くまた強い⁵⁵。天文19（1550）年に將軍足利義藤（後の義輝）が守護ではない景虎に守護待遇を認めたのに始まり、前述の通り永禄2年4月に上洛して義輝に謁見し、6月には関東管領上杉憲政の進退を任せる旨の御内書を賜り、同4年の関東管領就任へと繋がる。また、同年末の輝虎への改名は義輝から一字を与えられたものであろう。このように、両者の関係は良好かつ緊密なものと言える。これに対し武田晴信の対応は、信濃守護職補任を受けておきながらその条件たる長尾氏との和睦に従わず、寧ろ自らの行動を信濃守護職としての務めであるとし、かえって信濃に出兵する景虎を非難する⁵⁶ことで、義輝の怒りを買うなどしている。このように景虎（政虎・輝虎）と対照的とも言える晴信の対応は何を意味するだろうか。

そのヒントとしてここで視野に入れたいのは、宗教政策である。この時期の主要なものを三種類掲げる。第一に、善光寺の甲斐移転についてである。弘治4＝永禄元年9月に善光寺本尊を移動させ、翌2年2月、甲府に新善光寺を建立する⁵⁷。第二に領国内の寺社との関わりについてである。

例えば、永禄３年２月、諏方上社権祝矢島基綱に造営役を信濃国中に催促することを認めている⁵⁸。第三に領国外の有力寺社との関わりについてである。例えば、永禄元年閏６月、一旦接收した伊那郡の文永寺と安養寺の寺領について再興を命じる正親町天皇の綸旨を受けて、その背後にある醍醐寺理性院厳助に対し、来秋の戦勝の祈願成就の末の還付を返答している⁵⁹。

これらはごく一端であり、晴信（信玄）が多様なチャンネルで慎重な宗教政策を採っていることが分かる。例えばこの中で、この時期に最も重要な意味を持つ善光寺を取り上げれば、その信仰の持つ絶大な意義を自らの領国支配に活かそうという意図が明白である。すなわち、信仰そのものから始まり、宗教的権威を領国支配の正当性に結び付けようとするのは勿論、門前町の形成に伴う経済的効果など、様々なレベルでの期待を看取することができる⁶⁰。

このような言わば硬軟織り交ぜて、使えるものを適宜使い分けて、といった権威の利用の仕方が、信濃守護職補任の文脈にも同様に妥当するのではないだろうか。すなわち、信濃守護職という幕府の官職についてもまた時信（信玄）は、その本来的な意味や実質に拘泥することなく、寧ろそこを離れながら〈権威〉という漠然とした要素だけを取り出し、かつ根底に〈実力〉を配すことでそれを巧く利用し、結果的にその実を昇華させることに成功している、という見方である。そしてかような構造はまた、幕府の官職と寺社という〈世俗〉と〈宗教〉の権威が、両者併せて機能することにも繋がり得ているのではないだろうか。かような構造の分析こそ、先に提示した暴力規制における〈宗教〉と〈世俗〉の交錯という課題の解消に繋がると考える⁶¹。

〈未完〉

注

- 27 合戦とその前後の状況についての客観的な記述は、前掲『山梨県史 通史編 2 中世』を中心にこれまでも参照して来た諸文献に加え、代表的なものとして以下の文献を参照して行っている。平山優『川中島の戦い（上・下）』（学研M文庫、2002年）、柴辻俊六「川中島合戦の虚像と実像」（同著『戦国期武田氏領の展開』（岩田書院、2001年）所収）、同『信玄の戦略』（中央公論新社、2006年）、同「甲斐武田氏の北信濃進攻と支配実態」（同著『戦国期武田氏領の地域支配』（岩田書院、2013年）所収）、井上鋭夫『謙信と信玄』（吉川弘文館、2012年復刊）、山下孝司「武田氏の信濃侵攻と城郭」（同著『戦国期の城と地域——甲斐武田氏領国にみる城館——』（岩田書院、2014年）所収）、笹本正治『甲信の戦国史——武田氏と山の民の興亡——』（ミネルヴァ書房、2016年）など。なお、ここでは通説の五回説を取る。
- 28 慶弘寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』428号、162頁）。
- 29 東光寺旧蔵文書（同上460号、170頁）。
- 30 坂田家文書（同上511号、186頁）。
- 31 前掲『山梨県史 通史編 2 中世』624頁以下参照。また当時の城下町における八日市場について、同書572頁以下、前掲平山『武田信玄』155頁以下参照。
- 32 註25参照。また、柴裕之「武田氏の領国構造と先方衆」（前掲平山・丸島編『戦国大名武田氏の権力と支配』所収）も参照。
- 33 上野原の場所については今なお争いがある。柴辻俊六「第三次川中島合戦の上野原の地について」（『戦国史研究』67号、2014年）など参照。
- 34 千国家文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』576号、206頁）。
- 35 『角川日本地名大辞典10 長野県』。
- 36 前掲『山梨県史 通史編 2 中世』306頁。
- 37 清光寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』661号、237頁）。
- 38 身延文庫所蔵「禁制等写」（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』612号、219頁）。
- 39 清泰寺旧蔵文書（同上662号、238頁）。
- 40 海島寺文書（同上709号、254頁）。
- 41 註21・22参照。また、小佐野浅子「武田領国の土豪層と地域社会」（前掲平山・丸島編『戦国大名武田氏の権力と支配』所収）も参照。
- 42 前掲身延文庫所蔵「禁制等写」。
- 43 第2章第2節参照。
- 44 丸島和洋「戦国大名武田氏と従属国衆」（四国中世史研究会・戦国史研究会編『四国と戦国世界』（岩田書院、2013年）所収）、平山優『穴山武田氏』（戎光祥出版、2011年）など参照。
- 45 小野家文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』690号、247頁）。
- 46 「国法」の語意について、菅原正子氏は「甲州法度之次第」に代表される「戦国大名が分国中に発布した法令」ではなく、「社会全般に通用していた一般の常識・法則であり」、「その地域社会で通用している慣習・習わし・決まりご

- と・常識」で、「慣習法よりもさらに範囲が広く、法・規則にはならない風習・常識の範疇にまで及んでいた」とする（前掲「戦国大名と「国法」——武田・北条氏領国の場合——」13頁以下）。
- 47 長興寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』740号、268頁）。
- 48 下記文書以外では、（永禄元年）3月10日付 足利義輝御内書案（『戦国遺文 武田氏編 第六巻』4019号、98頁）、（永禄元年）11月28日付 武田晴信書状写（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』609号、217頁）、同日付 武田晴信書状（同610号、218頁）。なお柴辻俊六「朝廷・幕府外交」（同著『戦国期武田氏領の形成』（校倉書房、2007年）所収）参照。
- 49 大館文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』586号、210頁）。
- 50 前掲『山梨県史 通史編2 中世』、平山『武田信玄』など。なお、註48で挙げた（永禄元年）11月28日付 武田晴信書状写において晴信自身、後述の通り、信濃守護職としての自らの立場を鮮明に展開している。
- 51 前掲丸島「室町～戦国期の武田氏権力——守護職の評価をめぐって——」361頁。
- 52 飛騨侵攻については、小笠原春香「武田氏の外交と戦争——武田・織田同盟と足利義昭——」（前掲平山・丸島編『戦国大名武田氏の権力と支配』所収）、岡村守彦『飛騨中世史の研究』（戎光祥出版、2013年復刻）、柴辻俊六「飛騨侵攻と織田信長」（前掲同著『戦国期武田氏領の地域支配』所収）など参照。
- 53 大林寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第二巻』901号、16頁）。
- 54 内容は暴力規制とは言えないが、「甲信両国²之軍勢」の文言それ自体は、永禄4年閏3月2日付 武田家朱印状（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』731号、261頁）にも吉田諏方森での伐採を禁じる対象として登場する。
- 55 中央との関係という意味では、景虎は、朝廷とも結び付きを持っており、例えば、天文21年5月に弾正少弼の官途と従五位の位階を受け、天文22年4月には後奈良天皇から治罰の綸旨を授かり、秋に上洛した際にも後奈良天皇に謁見するなどしている。重要な論点であることは間違いないが、ここでは指摘のみにとどめ、幕府との関係に絞ることにする。
- 56 前掲（永禄元年）11月28日付 武田晴信書状写。
- 57 前掲『山梨県史 通史編2 中世』318頁以下、片桐昭彦「武田信玄と上杉謙信」（池享・矢田俊文編『増補改訂版 上杉氏年表』（高志書院、2007年）所収）など参照。
- 58 永禄3年2月2日付 武田家朱印状写（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』684号、245頁）。
- 59 長谷川幸一「武田氏の宗教政策——寺社領の安堵と接収を中心に——」（前掲平山・丸島編『戦国大名武田氏の権力と支配』所収）、柴辻「本山系大寺院外交」（前掲同著『戦国期武田氏領の形成』所収）など参照。
- 60 註57参照。
- 61 先にも示した通り、このような論理構成を取るに当たっては、本来宗教的な賦

課税である棟別銭が純粹な賦課へと変質する過程を論じた前掲黒嶋「棟別銭
ノート——中世的賦課の変質過程——」に学ぶところは大きい。